

令和5年7月3日

保護者等の皆様

京都府立西城陽高等学校長

「京都府奨学のための給付金」のお知らせ

高等学校等における保護者の経済的負担の軽減を図り、生徒の高等学校等への修学を奨励するため、**所得状況が支給要件に該当する保護者**に対し、奨学のための給付金を支給する制度があります。

詳細は、別添の「京都府奨学のための給付金のご案内」、「京都府奨学のための給付金（家計急変）のご案内」を御覧ください。支給要件を満たしているかの確認は「京都府奨学のための給付金 対象確認シート」、「京都府奨学のための給付金（家計急変）対象確認シート」により行ってください。

申請を希望する場合は**7月10日(月)までに**事務室に申し出てください。引き替えに申請書類をお渡しします。
なお、申請に係る手続きは下記のとおりです。

記

1 提出書類

- (1) 京都府奨学のための給付金申請書
- (2) 生活保護（生業扶助）受給証明書又は住民税の課税（非課税）証明書
※家計急変の場合は、別途家計急変が確認できる書類が必要です。
- (3) 給付金振込先口座の通帳の写し（※申請者名義の口座）
- (4) 委任状（申請者と別名義の口座に振り込む場合） ※該当者のみ
- (5) 扶養申立書（健康保険証写しを含む） ※該当者のみ
- (6) 奨学のための給付金委任状（授業料以外の教育に必要な経費（学校徴収金・諸費等）に給付金を充当する場合） ※希望者のみ

2 提出期限

令和5年7月14日（金）事務室

3 その他

- (1) 申請者は、生徒ではなく保護者等（親権者等）です。
- (2) 7月2日以降に家計急変があった場合、随時、申請を受付けていますので事務室まで御相談ください。
- (3) 一部早期給付（申請1回目）（給付金年額1/4）を申請されている方は、一部早期給付（2回目）（給付金年額3/4）の申請になります。
※令和5年度都道府県民税所得割または市町村民税所得割が課税されている場合は、対象外となりますのでよく御確認ください。
- (4) 申し出の際に下記のどちらの申請書類が必要か確認します。
 - ① 京都府奨学のための給付金
 - ② 京都府奨学のための給付金（家計急変）

授業料に関する「高等学校等就学支援金」は、別の申請になりますので御注意ください。